

Financial Planner

FP2級

速修本科生テキスト

体験版

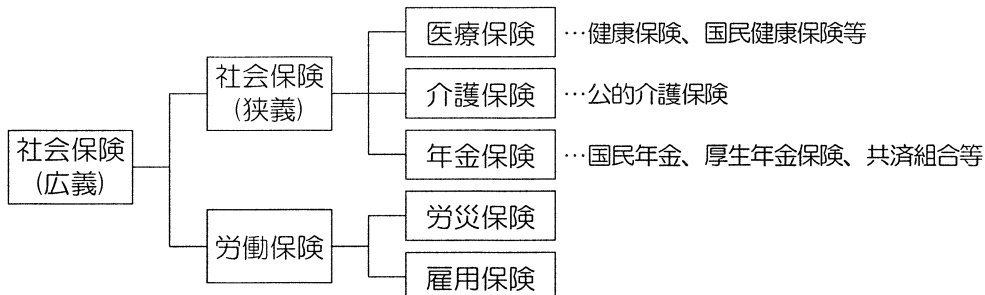


TAC

社会保険

社会保険の種類は、民間サラリーマン世帯と自営業者世帯とでは異なります。
一般に、自営業者世帯の方が保障が手薄となっています。

1 社会保険制度の体系



			出産	病気・ケガ	死亡(埋葬)	死亡(遺族)	障害	老齢	介護	失業
労働者	業務上		—	労災保険		労災保険 厚生年金保険		厚生年金保険	労災保険 介護保険	雇用 保険
	業務外	通勤							介護保険	
		その他		健康保険		厚生年金保険			介護保険	
自営業者			国民健康保険			国民年金			介護保険	—

2 強制適用事業所 ★

社会保険	厚生年金保険	・法人：すべての事業所（社長、役員を含む）
	健康保険（協会）	・個人事業：従業員5人以上（農林産業・サービス業等を除く）
労働保険	労災保険	・法人：すべての事業所（原則、役員は含まれない）
	雇用保険	・個人事業：原則、全ての事業所

3 社会保険加入の要件 ★

健康保険 厚生年金保険	労働時間が下記の要件①と②を満たす場合は、被保険者となる。 ①1日または1週間の所定労働時間が、一般従業員のおおむね4分の3以上 ②1ヵ月の所定労働日数が、一般従業員のおおむね4分の3以上
労災保険	適用事業所で働くすべての労働者
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用が見込まれる者

4 保険料の負担（民間サラリーマンの場合） ★★

健康保険、介護保険 厚生年金保険	総報酬制・労使折半
労災保険	全額事業主負担（自己負担なし）
雇用保険	事業主と労働者双方で負担（事業主負担率のほうが高い）

「総報酬制」…月給にも賞与にも同率の保険料率で保険料が徴収される制度。平成15年4月開始

「労使折半」…事業主と被保険者が保険料を半ずつ負担すること。



- ・サラリーマンの場合、業務上と通勤途上の病気・ケガ等は労災保険から給付を受け、業務外の病気・ケガ等は健康保険から給付を受ける。
- ・自営業者は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入対象外である。

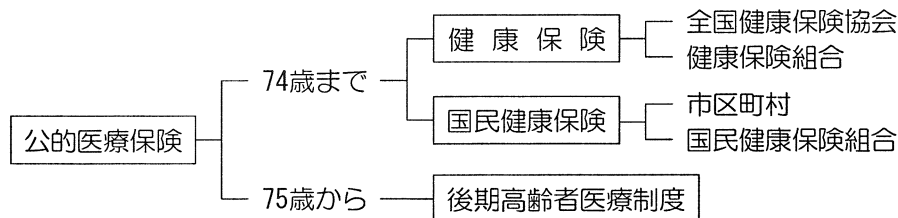
公的医療保険①（健康保険）

>> 問題12

日本国内に住所を有する全国民は、いずれかの公的医療保険に加入することになっています（国民皆保険）。

1 公的医療保険の概要 ★★

公的医療保険は、サラリーマンが事業所単位で加入する**健康保険**と、自営業者等が個人で加入する**国民健康保険**に大別できる。75歳になると**後期高齢者医療制度**に加入する。



2 健康保険 ★★★

健康保険は、健康保険の適用事業所で働く被保険者とその被扶養者に対して、**業務外（業務上・通勤途上以外）**の理由による病気、ケガ、死亡、出産について保険給付を行う制度である。

業務上・通勤途上によるものは労災保険から給付を受ける。

(1) 被扶養者

被保険者に扶養されている家族のこと。基本的には、**年間収入130万円（60歳以上は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることが基準**となる。

(2) 保険者

全国健康保険協会が運営する保険を**全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）**といい、**健康保険組合**が運営する健康保険を**組管掌健康保険（組合健保）**という。

「保険者」…制度の運営者のこと。

制度名	被保険者	保険者	窓口
全国健康保険協会管掌健康保険	主として中小企業のサラリーマン	全国健康保険協会	全国健康保険協会の都道府県支部 年金事務所
組管掌健康保険	主として大企業のサラリーマン	健康保険組合	健康保険組合

(3) 保険料（協会けんぽ：平成26年4月現在）

標準報酬月額および標準賞与額 × 10.0%（全国平均）（労使折半）

*育児休業期間中（子が3歳に達するまで）の被保険者は、本人および事業主負担分とも免除。

*「協会けんぽ」の保険料率は、**都道府県別保険料率**となっている。

組管掌健康保険の保険料率は、一定の範囲内で各組合ごとに定めることができる。

3 健康保険の主な給付 ★★★

(1) 療養の給付・家族療養費

病気やケガをした場合（**業務上・通勤災害を除く**）、窓口で一部負担金を負担することにより、必要な医療を受けられる。

<自己負担割合>

年 齢		自己負担割合
0歳から小学校入学前まで		2割
小学校入学後から70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者	3割
	一般所得者	2割 ※平成26年3月までに70歳に達した者は1割

(2) 高額療養費

1ヵ月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた分を請求すれば後で健康保険から給付される。高額療養費の対象は、健康保険扱いの自己負担分であり、入院時の食事代、差額ベッド代等は含まれない。

※70歳未満の人の入院・外来診療は、同一月・同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなる（現物給付）。

＜自己負担限度額（70歳未満の一般の場合）＞

80,100円＋（医療費－267,000円）×1%

（例）医療費が100万円かった場合

- ・窓口で支払った金額・100万円×3割＝30万円
- ・自己負担限度額……80,100円＋（100万円－267,000円）×1%＝87,430円
- ・高額療養費として払い戻される額・30万円－87,430円＝212,570円

協会けんぽ等で「健康保険限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関へ提示することにより1ヵ月の窓口負担が自己負担限度額までとなる。

(3) 傷病手当金

支給要件	①病気・ケガのための療養中で ②療養のために仕事に就くことができず ③事業主から傷病手当金の額より多い報酬を受けておらず ④続けて3日以上休んだ場合
支給額	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額
支給期間	4日目から1年6ヵ月間（支給されることとなった日から）

事業主からの報酬が傷病手当金より少ないときは、差額が傷病手当金として支給される。

(4) 出産育児一時金・家族出産育児一時金

1児ごとに42万円が支給される。

※産科医療補償制度に加入しない医療機関等で出産したときは39万円。

(5) 出産手当金

支給額	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額
支給期間	出産の日以前42日間、出産の日後56日間のうちで仕事を休んだ日数分

(6) 埋葬料(費)・家族埋葬料

被保険者が死亡した場合	埋葬を行った家族に対して一律5万円の埋葬料
被扶養者が死亡した場合	被保険者に対して一律5万円の家族埋葬料

4 健康保険の任意継続被保険者 ★★★

退職すると自動的に健康保険の被保険者の資格を失うが、被保険者期間が2ヵ月以上あった場合には、資格喪失後20日以内に申請すれば、希望により退職後も引き続き2年間、退職前の健康保険に加入できる。

※保険料は全額自己負担となる（ただし、各保険者における全被保険者の標準報酬月額額の平均額に保険料率を乗じた額が限度となる）。

※任意継続被保険者は、傷病手当金・出産手当金の支給対象から除外されている。



- ・被扶養者の要件⇒年間収入130万円（60歳以上は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満。
- ・任期継続被保険者になれば、退職後も引き続き2年間、退職前の健康保険に加入することができる。
- ・傷病手当金は、被保険者が病気やケガのため続けて3日以上仕事を休み給料をもらえない場合に、4日目から最長1年6ヵ月間、支給される。

公的医療保険②（国民健康保険・後期高齢者医療制度） >> 問題13

民間サラリーマンは、現役時代は健康保険に加入していますが、退職後に加入する公的医療保険は、各人の事情により異なります。

1 国民健康保険（「国保」） ★★

国民健康保険は、被用者保険の適用を受ける人と生活保護を受けている世帯を除く、市区町村に住所を有するすべての住民を対象とした公的医療保険制度である。

「被用者保険」…健康保険や共済組合（公務員）などのこと。

(1) 保険者

国民健康保険の保険者は、市区町村と国民健康保険組合である。国民健康保険組合とは、同種の事業または業務に従事する者で組織される法人で、医師、建設業などに国民健康保険組合がある。

	被保険者	保険者
国民健康保険	自営業者などと家族	市区町村 国民健康保険組合

(2) 保険料（税）

各市区町村によって保険料は異なる。前年の所得や家族構成等を基準に決められる。

(3) 給付内容

健康保険と異なり、業務上・通勤途上の病気やケガも給付対象になる。療養の給付の自己負担割合、高額療養費などは健康保険と同様である。ただし、傷病手当金、出産手当金を実施している市区町村はない。

2 後期高齢者医療制度（長寿医療制度） ★★

75歳になると、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険から脱退し、全員、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

(1) 保険者

後期高齢者医療広域連合

*都道府県の区域ごとに全ての市区町村が加入している。

保険料の徴収と窓口業務は市区町村が行う。

(2) 保険料

保険料率は、広域連合の条例で定める。保険料は、原則として年金から天引きして徴収される。ただし、納付書や口座振替での個別納付（普通徴収）に切替えることも可能。

所得の低い人に対する軽減措置もある。

(3) 自己負担割合

1割（現役並み所得者は3割）。

3 民間サラリーマンの公的医療保険の流れ ★★★

～60歳	退職	～74歳（各人の事情で異なる）	75歳～
健康保険制度 （協会けんぽ または 組合健保）		①任意継続被保険者制度（2年間） ②国民健康保険 ③国民健康保険の退職者医療制度*（65歳未満） ④家族の被扶養者になる ⑤再就職して健康保険制度に加入	後期高齢者医療制度

(*) 国民健康保険の退職者医療制度

厚生年金保険の加入期間20年以上の老齢厚生年金受給権者が届出により加入できる制度。平成20年3月をもって原則廃止されたが、経過措置としてしばらく存続する。



・75歳になると、全員、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

公的介護保険

➤➤ 問題14

公的介護保険の被保険者は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者に大別されます。

1 保険者 市区町村

2 被保険者の区分と内容 ★★★

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	市区町村に住所を有する 65歳以上 の者	市区町村に住所を有する 40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保 険 料	市区町村が徴収	医療保険者が医療保険料として徴収
受 給 権 者	要介護者・要支援者	老化に起因する疾病および末期がん（特定疾病）によって、要介護状態・要支援状態となった者のみ
賦課・徴収方法	所得段階別定額保険料 ＊年金額が年額18万円以上の公的年金受給者は 年金から天引き	＜健康保険（協会けんぽ）＞ 保険料率：1.72%（労使折半） ＜国民健康保険＞ 所得割、均等割等に按分（前年の所得を基準）
利 用 者 負 担	原則として 1割 ＊食費と施設での居住費は全額利用者負担 ＊ケアプラン作成費用については利用者負担なし	

3 要介護認定 ★★

市区町村に申請して要介護・要支援の認定を受けると、公的介護保険から給付を受けられる。

＊要支援（軽い方から1、2の2段階）、要介護（軽い方から1～5の5段階）の7区分。

4 介護保険制度の給付 ★

予 防 給 付	要支援者 は、要介護状態とならないよう予防を重視した「在宅サービス」を利用することができる。 ＊通所施設における訓練は利用できるが、施設に入所するサービスは受けられない。
介 護 給 付	要介護者 は、「在宅サービス」だけでなく、施設に入所してサービスを受ける「施設サービス」を利用することができる。

＊要支援者・要介護者に対する市区町村独自の「市町村特別給付」もある。

＊要支援・要介護に該当しない高齢者に対するサービスとして、地域支援事業の介護予防事業がある。



- 公的介護保険の第2号被保険者は、特定疾病によって要介護状態・要支援状態になった場合にしか、公的介護保険から給付を受けられない。
- ＊たとえば、交通事故で要介護状態になっても、公的介護保険からは給付を受けられない。

労働者災害補償保険（労災保険）

➤➤ 問題15・16

労災保険は、1人でも労働者を雇っている事業主は強制加入が原則で、すべての労働者に適用されます。労災保険料は、事業主が全額を負担します。

労働者災害補償保険（労災保険）は、**業務上の事由または通勤**による労働者の病気、ケガ、障害、それに伴う介護または死亡に対して保険給付を行う。ただし、通勤災害として認められるためには、通勤による病気、ケガとの間に相当の因果関係があることが必要である。

通勤は、合理的な経路および方法でなければならぬ。「逸脱・中断」の間は通勤とは認められない。

1 保険料 ★★

全額事業主負担である。

- *事業の種類によって労災保険率が定められている。
- *「石綿（アスベスト）による健康被害の救済に関する法律」に基づき、事業所の事業主は業種を問わず、一般拠出金も納付する。

2 適用事業と労働者 ★★

原則、1人でも労働者を使用している事業は**強制加入**。

- *アルバイト、パートタイマー、外国人労働者など**すべての労働者**が適用労働者。
- *社長、役員、個人事業主などの経営者は対象外。公務員にも適用されない。

3 特別加入制度 ★

特別加入制度は、労災保険の適用を受けない中小事業主、一人親方・個人タクシー等の自営業者およびその家族従事者、家内労働者、海外派遣労働者を労災保険の保護対象とするための制度。加入は**任意**である。

＜加入が認められる中小企業主の条件＞

- ・常時使用する従業員数が300人（金融・保険・不動産・小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下
- ・労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託する事業主

4 保険給付の種類と内容 ★★

保険事故	業務災害	通勤災害
負傷・疾病	療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金	療養給付、休業給付、傷病年金
障害	障害補償給付（年金・一時金）	障害給付（年金・一時金）
介護	介護補償給付	介護給付
死亡	遺族補償給付（年金・一時金）、葬祭料	遺族給付（年金・一時金）、葬祭給付

*療養（補償）給付…業務災害の場合、自己負担はない。通勤災害の場合は初診時に200円の自己負担がある。

*休業（補償）給付…休業して賃金を受けない日が通算3日以上ある場合、休業**第4日目**から休日1日につき**給付基礎日額の60%相当額**が支給される。

*遺族（補償）給付…遺族（補償）年金の額は、受給権者および受給権者と生計を同じくしている**受給資格者の数**によって異なる（153日分から245日分）。



- ・通勤途上の災害も労災保険の給付対象となる。
- ・労災保険の保険料は全額事業主負担である。
- ・原則として、すべての労働者が適用労働者となる。

雇用保険①

労働者が離職し、失業した場合には、雇用保険から基本手当が支給されます。
基本手当以外にも、雇用保険にはいろいろな給付があります。

1 保険料（一般の事業） ★

雇用保険料 = 賃金総額 × 1.35% *自己負担0.5%、事業主負担0.85%

2 失業等給付の主なもの ★

求職者給付	基本手当、高年齢求職者給付金	
就職促進給付	就業促進手当（就業手当、再就職手当、常用就職支度手当）	
教育訓練給付	教育訓練給付金	
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金
	育児休業給付	育児休業給付金
	介護休業給付	介護休業給付金

3 基本手当① ★★★

基本手当は、被保険者が離職し、失業した場合に、求職活動中の生活費を補てんする目的で支給される。

(1) 受給要件

- ・離職日以前**2年間**に賃金の支払い基礎となる日数が**11日以上**の月が**12ヵ月以上**ある（倒産・解雇等による離職者は、離職日以前**1年間に6ヵ月以上**）。
- ・働く意志と能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態（「失業」）にあること。

(2) 失業の認定

受給資格者は、離職後、**公共職業安定所（ハローワーク）**に離職票を提出し、**求職の申込み**をした上で失業の認定を受けた日について基本手当が支給される。失業の認定は原則として**4週間に1回**ずつ行なわれる。

(3) 給付制限

① 待期間7日間（受給資格決定日から失業している日が7日間必要）

*自己都合退職以外（倒産・解雇等）や定年退職の場合、上記期間を経過すると支給される。

② 自己都合退職、本人の重大な理由による解雇等の場合、さらに原則として**3ヵ月間**（給付制限期間）支給されない。

「給付制限」…原則として3ヵ月間だが、実際は1ヵ月から3ヵ月の間で公共職業安定所長の定める期間となる。

(4) 基本手当日額

基本手当日額とは、雇用保険で受給できる1日あたりの金額のこと。

基本手当日額 = 賃金日額 × 給付率

*賃金日額：最後の**6ヵ月**に支払われた賃金総額を180で除した金額

*給付率：賃金日額や離職日の年齢により異なる。

60歳未満は賃金日額の50～80%、60歳以上65歳未満は45%～80%



- ・基本手当の受給資格者は、離職後、公共職業安定所に離職票を提出し、求職の申込みをした上で、失業の認定を受けた日について支給される。

雇用保険②

>> 問題17

基本手当では、自己都合離職者の所定給付日数は最高150日、倒産・解雇等・雇止めによる離職者の所定給付日数は最高330日（45歳以上60歳未満）です。

1 基本手当② ★★★

(1) 基本手当の所定給付日数

基本手当の支給を受けられる日数を、所定給付日数という。

＜自己都合・定年退職等による離職者＞

離職時の年齢	被保険者であった期間		
全年齢共通	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

「雇止め」…雇用契約を更新しないこと。

＜特定受給資格者（倒産・解雇等）、特定理由離職者（雇止めによる離職）＞

離職時の年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

(2) 受給期間

基本手当の受給期間は、原則として、離職した日の翌日から1年間である。

出産、疾病などの理由で引き続き30日以上職業に就くことができない場合、申出により受給期間を延長できる。

(3) 特別支給の老齢厚生年金との併給調整

60歳台前半の者が基本手当を受けられる間は、後述の「特別支給の老齢厚生年金」は全額支給停止となる。

＊65歳を過ぎてから退職した者は、基本手当ではなく、一時金として「高年齢求職者給付金」を受給する。一時金なので老齢厚生年金が支給停止になることはない。

「特別支給の老齢厚生年金」…p28

2 就職促進給付 ★

就業手当	所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して臨時的な就職や就労をした場合に支給。（基本手当日額×就業日×30%）
再就職手当	所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に就いた場合に支給。基本手当日額×給付率（1/3以上＝50%、2/3以上＝60%）
常用就職支度手当	障害者等の就職困難者等が安定した職業に就いた場合に支給。（基本手当日額×90日×40%）

3 教育訓練給付金 ★

受講開始前に雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回に限り1年以上）の被保険者（被保険者であった者は、離職日の翌日から受講開始日まで1年以内）が、厚生労働大臣指定の教育訓練を受講・修了した場合、費用の20%（上限10万円）が支給される。

＊平成26年10月より制度が拡充される。専門的・実践的な訓練は40%が支給されるほか、資格取得等で就職に結びついた場合は20%を追加で支給する。



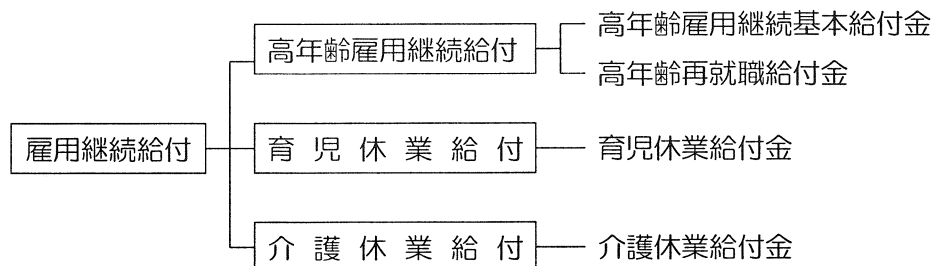
- ・基本手当を受けられる期間は、原則として離職の翌日から1年間である。
- ・60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金は、基本手当を受けられる間は支給停止となる。

雇用保険③

>> 問題18・19

雇用継続給付は、高齢者や育児休業取得者が、職業生活を円滑に継続できることの支援を目的とした給付です。

1 雇用継続給付 ★★



2 高齢雇用継続給付 ★★★

60歳以上65歳未満で被保険者期間5年以上の者が、60歳時点と比べて75%未満の賃金で就労している場合、**最高で賃金月額15%相当額**が毎月支給される。

なお、最高の15%相当額が支給されるのは、60歳時点より**61%未満**の賃金となった場合である。

高齢雇用継続基本給付金	基本手当等を受給しないで雇用を継続する者に、60歳から65歳になるまで支給
高齢再就職給付金	基本手当等を受給後に再就職した者に支給（支給残日数100日以上の方は1年間、200日以上の方は2年間）

*高齢再就職給付金と再就職手当の両方の受給要件を満たした場合、いずれかの支給となる。

<高齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整>

高齢雇用継続給付は受給できる。後述の**在職老齢年金**は本来の支給停止に加え、さらに一部（標準報酬月額の最高6%）が**支給停止**となる。

「在職老齢年金」…p31

3 育児休業給付 ★★

満1歳（保育所が見つからないなどの事情の場合は1歳6ヵ月）未満の子を養育するために「育児・介護休業法」規定の休業をした者に対して、「育児休業給付金」として全額が育児休業中に支給される。給付率は休業前賃金の50%（休業開始後6ヵ月は67%）となる。

さらに、「パパ・ママ育児プラス制度」を利用して父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヵ月に達する前日まで、最大1年間、育児休業給付金が支給される。

育児休業給付金	育児休業中に支給 支給額 = 休業前賃金日額の50%（休業開始後6ヵ月は67%）
---------	---

4 介護休業給付 ★

「育児・介護休業法」規定の介護休業をした者に**介護休業給付金**（休業前賃金日額の40%）が最長で通算93日分支給される。



- ・60歳以上65歳未満で被保険者期間5年以上の者が、60歳時点と比べて75%未満の賃金で就労している場合、最高で賃金の15%相当額が毎月支給される（高齢雇用継続給付）。